

新旧対照表

(税関手続申請システムを使用して行わせることができる
税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて)

新	旧
税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて (別紙 1) 利用者情報調査票の記載要領等について ・「利用者情報調査票」記載要領 【登録の場合】 1～15 (省略) 16. その他(注意事項等) (1)及び(2) (省略) <u>(3) 税関手続申請システムの利用により税関関係手数料令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する指定者となる場合は、保税蔵置場の許可手数料等の納付に係る保税蔵置場等の名称及び所在地を下部余白又は適宜の用紙に記載し提出する。</u>	税関手続申請システムを使用して行わせることができる税関関係手続等及び利用申込手続の取扱いについて (別紙 1) 利用者情報調査票の記載要領等について ・「利用者情報調査票」記載要領 【登録の場合】 1～15 (同左) 16. その他(注意事項等) (1)及び(2) (同左) (新設)